役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人　そよかぜの丘

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人そよかぜの丘の役員等報酬及び、役員等の旅費支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役員等の定義）

第２条　この規程において役員等とは、社会福祉法人そよかぜの丘　理事長、常務理事、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員を指すものとする。

（役員報酬）

第３条　月額で報酬を支給する役員は、理事長及び常務理事とする。

２　理事長に対する報酬は、月額 150,000円とし、常務理事に対する報酬は、月額 100,000円とする。

３　理事長及び常務理事の職務内容は、定款及び職務権限規程によるものとする。

４　理事会等・評議員会・評議員選任解任委員会に出席する役員等には、報酬として１回につき手取り 10,000円を支給する。

５　役員を兼務する施設長等、職員には報酬は支給しない。

６　報酬は年間総額 5,000,000円の範囲内とする。

（費用弁償の種類）

第４条　費用弁償の種類は、交通費、宿泊料とする。

２　交通費は、必要に応じ特急料金、新幹線料金を支給する。

３　業務上やむを得ない場合で、かつ理事長の認めたときに限り、自家用車を使用することができる。

（費用弁償の計算等）

第５条　費用弁償の計算は、適正な経路によって支給する。

２　前条３項の場合は、次の計算にて支給する。

走行距離　×　37円　／　１ｋｍ

（その他）

第６条　この規程に定めのない事項については、理事長が別に定め、必要に応じて理事会の意見を求めることができる。

２　この規程は評議員会の決議によるものとする。

附　　則

この規程は、平成２０年　３月１４日から施行する。

（平成２０年３月１４日、「役員報酬及び旅費規程」より変更して制定。）

この規程は、平成２２年　３月１９日から施行する。

この規程は、平成２２年１１月３０日から施行する。

この規程は、平成２８年　１月２０日から施行する。

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この規程は、令和　６年　６月１２日から施行する。

但し、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第９条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任解任委員は、この規程の例により行う。